

## 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案 概要[補足資料]

---

# 滋賀県屋外広告物条例等の改正の概要

## ■改正の概要

項目	問題・課題	改正対応	改正が必要な例規		備考
			条例	規則	
①地域区分・基準	田園地域にも市街地と同じような広告物が設置されるなど、地域ごとの景観特性にそぐわない広告物が設置され、景観に悪影響を及ぼしている	規制の地域区分を地域ごとの景観特性や土地利用に即したものとするため、地域区分を再編し、地域に応じた基準を設定する	○	○	スライド 3～7枚目
	量販店等の大規模な広告物が増加し、景観に悪影響を及ぼしている	広告物の規模に関する基準を強化する		○	スライド 8～14枚目
	店舗前などに設置されている立て看板やのぼり旗などが景観に悪影響を及ぼしている	個別の基準が設定されていないものについて、個別の基準を新たに定める		○	スライド 15枚目
	交差点等において、広告物が無秩序に乱立し、景観に悪影響を及ぼしている	無秩序な乱立を防止する基準を新たに定める		○	スライド 16枚目
	歴史的な地域に派手な広告物が設置され、景観に悪影響を及ぼしている	色彩や照明など、規模基準以外の基準を充実させる		○	スライド 17枚目
	規制の一部対象外（適用除外）としている広告物の一部が景観に悪影響を及ぼしている	規制の適用除外の条件（基準）を強化する		○	スライド 18枚目
②安全性	広告物の落下・倒壊等の事故が多発している	定期的な安全点検を義務化するとともに、管理者の要件を県内に住所または事業所を有する者に変更する	○	○	スライド 19枚目
③その他	規制の趣旨からすると必要以上の規制となっている規定があることや優良な広告物を表示することへのインセンティブが働くような仕組みがないなど、各種課題がある	良好な景観形成のために必要な範囲の規制に見直すとともに、景観上優良な広告物を表示することについて、インセンティブが働くような仕組みを構築する	○	○	スライド 20～25枚目

★規則に規定する内容については、法規上の検討、基準の精査等により、今後修正を加える場合がある



# ①地域区分・基準（現行の地域区分）

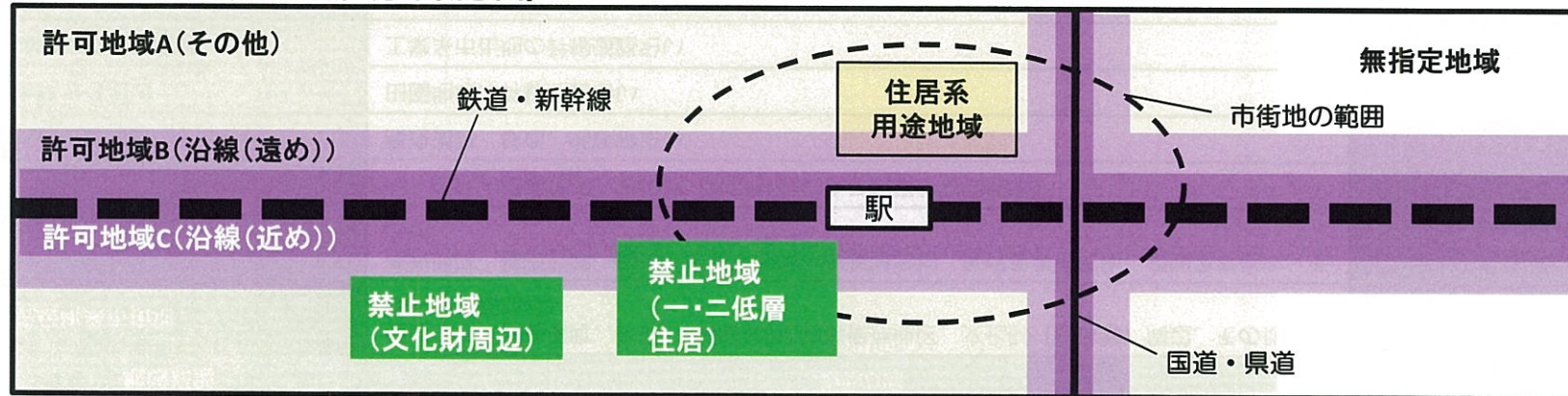
## ■ 現行地域区分の概要（6町域限定）

※さらに細分すると全部で合計12区分あり

地域区分	対象	対象(都市計画関係)
禁止地域	文化財周辺 都市公園・緑地・その他	一・二低住、田園住、景観地区、伝建地区 ・風致地区、特別緑地保全地区
許可地域C	鉄道・指定道路等の沿線(近め)	住居系用途地域 ／住居系以外の用途地域
許可地域B	鉄道・指定道路等の沿線(遠め)	住居系用途地域 ／住居系以外の用途地域
許可地域A	その他の地域	住居系用途地域 ／住居系以外の用途地域



(現行規制における地域区分の概念図)



## ■ 現行地域区分の課題

- 6町域では多様な土地利用が存在するが、現行規制では、県土全体の景観規制を主として主要幹線道・鉄道沿線を軸に地域区分を設定しているため、6町域の地域ごとの景観特性や土地利用の状況を踏まえた規制とする必要がある。
- 6町域は田園景観が主であるので、田園景観を保全する視点から規制する必要がある。
- 禁止地域であっても、許可を受けて表示できる広告物があり制度が複雑になっていることなどから、禁止地域の規制を見直す必要がある。



# ①地域区分・基準（景観類型と地域区分）

## ■地域区分の見直し検討の手順

- 6町域の現況の土地利用の状況を鑑み、16種類の地域類型に分類する
- 分類した地域類型ごとに規制の基準を仮定し、地域類型を7種類の地域区分へ集約
- 第1～7種地域以外によりきめ細かな規制に対応するための特別規制地域を指定する仕組みを設ける

地域類型	場所の例	地域区分（集約）
歴史伝統系市街地	歴史街道、旧宿場町、参道、伝統的建造物群保存地区、文化財（建造物）周辺、その他（伝統的な市街地等）	第1種地域 （歴史伝統系）
風致系地域	風致地区、都市公園、河川、史跡・名勝・天然記念物、景観重要建造物、景観重要樹木、その他	第2種地域 （風致・低層住宅系）
低層住宅系市街地	一・二低・田園住居、その他（地区計画による低層住宅団地等）	
広域的沿線地域	高速道路、鉄道、新幹線沿い	第3種地域 （保全型沿道系）
田園系沿道地域	田園地域の幹線道路沿い	
工業物流系沿道地域	工業系市街地の幹線道路沿い	
街路型沿道地域	駅前通り、主要街路沿い	
道路型沿道地域	市街地内の幹線道路沿い	第4種地域 （活用型沿道系）
集落系地域	農山村集落等	第5種地域 （集落・田園・自然系）
田園系地域	田、畑等	
自然系地域	山林、草原等	
住宅系市街地	一・二中高、一・二住居、準住居、その他（地区計画による住宅団地等）	第6種地域 （一般市街地系）
工業物流系市街地	準工業、工業、工業専用、その他（地区計画による工業団地等）	
商業系市街地	商業、近隣商業、駅周辺、その他（地区計画による商業団地等）	
業務系市街地	官庁街、オフィス街等	
拠点市街地	地区計画等で拠点的商業・業務市街地として位置づけられている区域等	第7種地域 （拠点市街地系）
（-）	（個別指定）	特別規制地域



# ①地域区分・基準（改正内容）

- 6町域の地域ごとの景観特性や土地利用の状況を踏まえ、よりきめ細かに規制をしていくために、第1種地域から第7種地域までに地域を区分する
- 禁止地域を廃止して、第1種地域・第2種地域(基準を厳しめに設定)に移行する

## ■地域区分（現行） ※さらに細分すると全部で合計12区分あり

地域区分	対象
禁止地域	文化財周辺、都市公園・緑地等
許可地域C(住居系/非住居系)	鉄道・指定道路等の沿線(近め)
許可地域B(住居系/非住居系)	鉄道・指定道路等の沿線(遠め)
許可地域A(住居系/非住居系)	その他の地域



## ■地域区分(改正案)

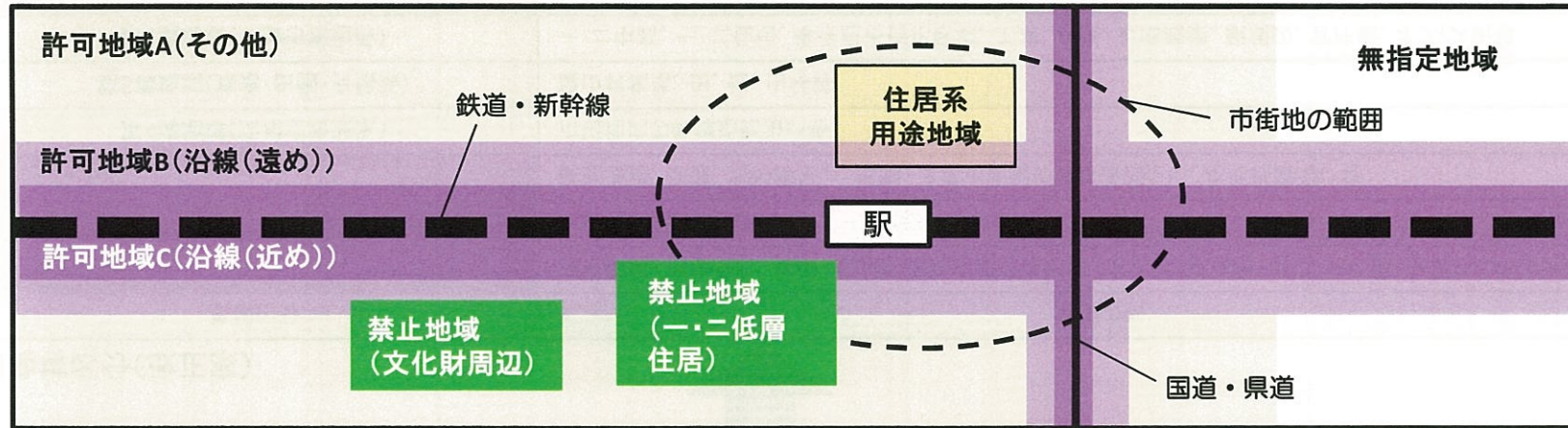
地域区分	場所の例
第1種地域(歴史伝統系)	歴史街道、旧宿場町、参道、伝統的建造物群保存地区、文化財(建造物)周辺、その他(伝統的な市街地等)
第2種地域(風致・低層住宅系)	風致地区、都市公園、河川、一・二低・田園住居等
第3種地域(保全型沿道系)	高速道路、鉄道、新幹線沿い、田園、工業市街地の幹線道路沿い、主要街路沿い等
第4種地域(活用型沿道系)	市街地内の幹線道路沿い等
第5種地域(集落・田園・自然系)	農山村集落、田、畑、山林等
第6種地域(一般市街地系)	一・二中高、一・二住居、準住居市街化区域、工業、商業、近隣商業、駅周辺、官庁街、オフィス街等
第7種地域(拠点市街地系)	地区計画等で拠点商業・業務市街地として位置づけられている区域等
特別規制地域	(個別指定地域)

→地域区分に応じた許可基準等を設定し、地域ごとの景観形成を図る。

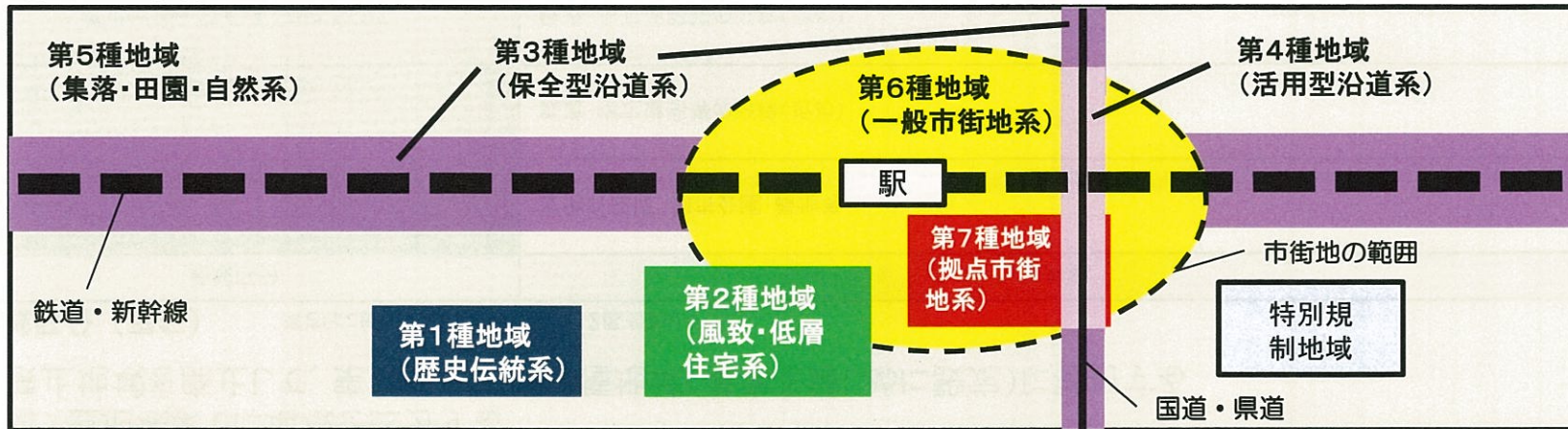


# ①地域区分・基準 (改正イメージ)

## 【現行】



## 【改正案】





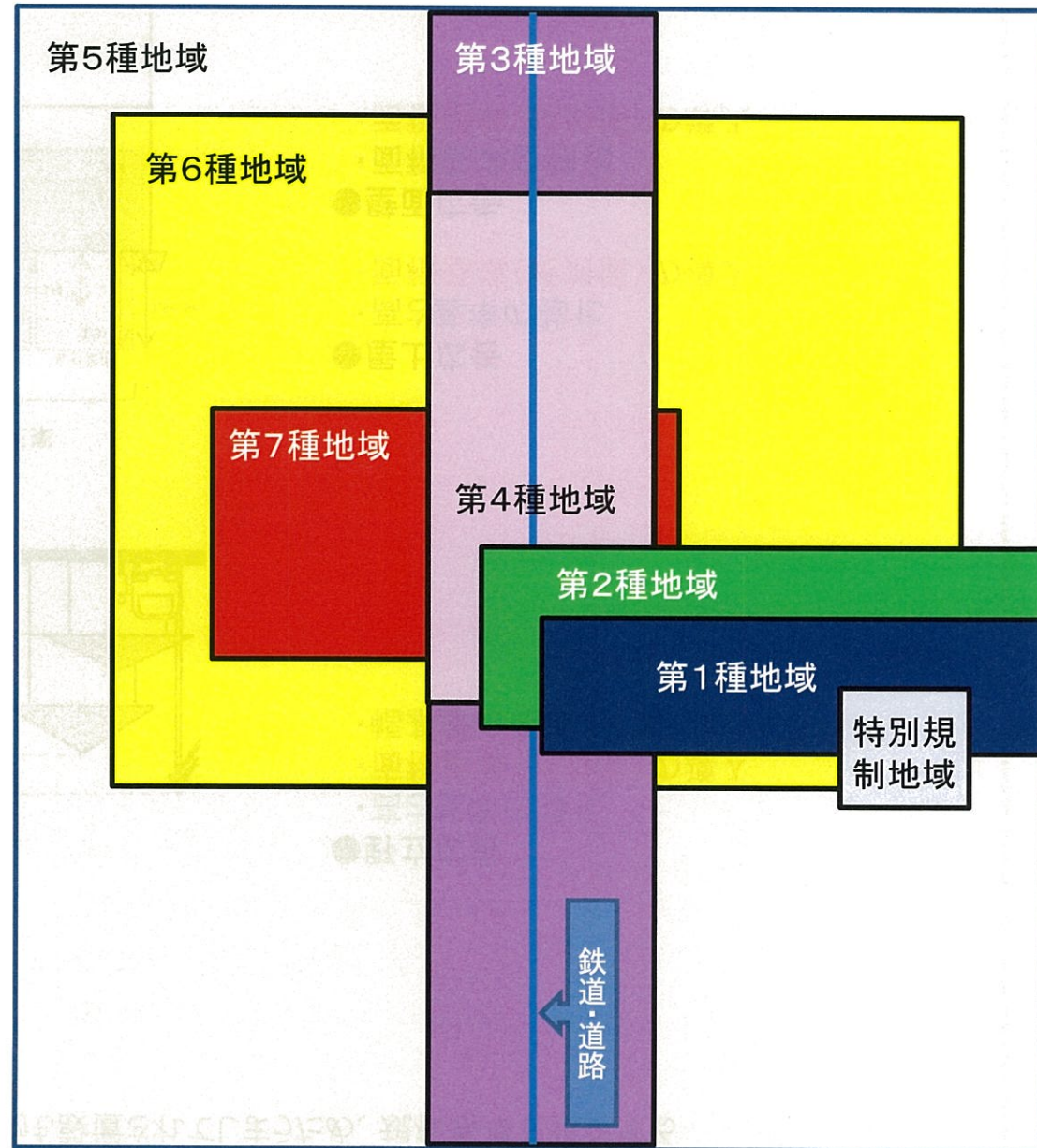
# ①地域区分・基準（規制が重複した場合における各地域区分の優先順位）

## ■規制が重複した場合における各地域区分の優先順位

優先順位	地域区分	備考
0	(特別規制地域)	
1	第1種地域 (歴史伝統系)	
2	第2種地域 (風致・低層住宅系)	
3	第4種地域 (活用型沿道系)	※例外あり
4	第3種地域 (保全型沿道系)	
5	第7種地域 (拠点市街地系)	
6	第6種地域 (一般市街地系)	
7	第5種地域 (集落・田園・自然系)	

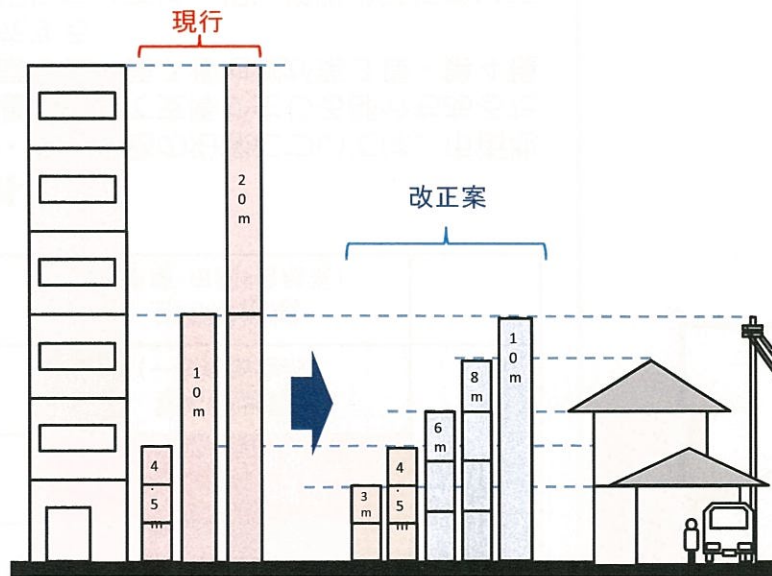
### (※例外)

- ◆ 鉄道・高速道路の沿線については、市街地での基準として支障が生じる部分もあるため、第6種・第7種地域が第3種・第4種に優先する。
- ◆ 駅周辺については、指定道路沿道においても第6種地域が優先する。

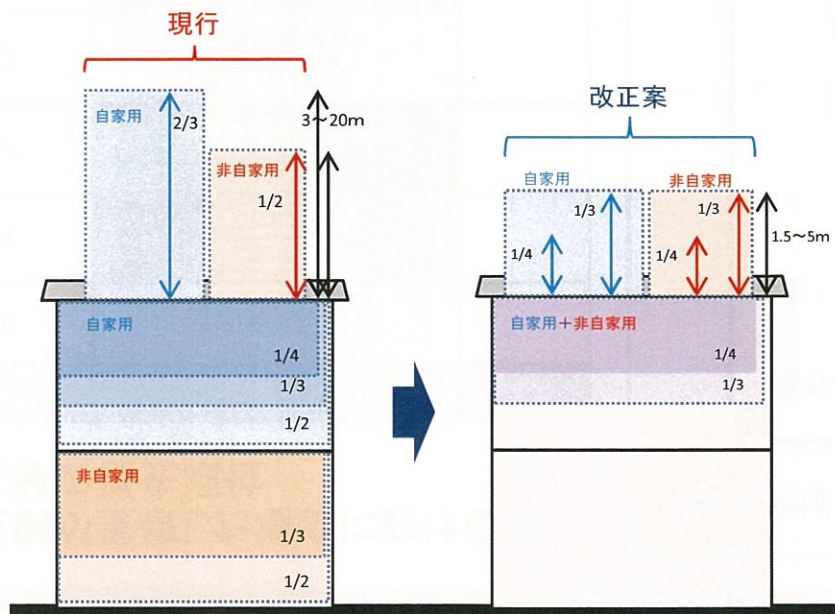


# ①地域区分・基準（規模基準の強化）

現行規制では、景観への影響が大きい広告物も設置されてしまうため、規模基準を強化する



- 野立広告
  - ・高さ基準の強化
  - ・面積基準（絶対値）の導入
  - ・幅基準の導入（一部地域）



- 屋上広告
  - ・高さ基準の強化
  - ・面積基準（絶対値）の導入
- 壁面広告
  - ・面積基準の強化
  - ・面積基準（絶対値）の導入



# ①地域区分・基準（許可基準：新旧比較（主要項目抜粋））

## 【現行】自家用・野立

※許可地域B-1＝指定道路・鉄道沿線地域  
 ※許可地域B-2,B-3は記載省略

	禁止 (風致・低層住宅)	許可C (沿道直近・住)	許可C (沿道直近・非住)	許可B-1 (沿道・住)	許可B-1 (沿道・非住)	許可A (その他・住)	許可A (その他・非住)
高さ	10m	10m	20m	10m	20m	10m	20m
幅	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1表示)	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1物件・1方向)	規制なし ※総量15㎡	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし



## 【改正案】自家用・野立

	第1種 (歴史・伝統)	第2種 (風致・低層住宅)	第3種 (保全型沿道)	第4種 (活用型沿道)	第5種 (集落・田園・自然)	第6種 (一般市街地)	第7種 (拠点市街地)
高さ	6m	6m	8m	10m	6m	8m	10m
幅	2m (高さ4.5m超の場合)	2m (高さ4.5m超の場合)	2m (高さ4.5m超の場合)	3m (高さ4.5m超の場合)	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1表示)	5㎡ (高さ4.5m以下の場合)	5㎡ (高さ4.5m以下の場合)	10㎡ (高さ4.5m以下の場合)	20㎡ (高さ4.5m以下の場合)	10㎡	20㎡	30㎡
面積(1物件・1方向)	5㎡ (高さ4.5m以下の場合)	5㎡ (高さ4.5m以下の場合)	10㎡ (高さ4.5m以下の場合)	20㎡ (高さ4.5m以下の場合)	10㎡	20㎡	30㎡

# ①地域区分・基準（許可基準：新旧比較（主要項目抜粋））

## 【現行】非自家用・野立

※許可地域B-1＝指定道路・鉄道沿線地域  
 ※許可地域B-2,B-3は記載省略

	禁止 (風致・低層住宅)	許可C (沿道直近・住)	許可C (沿道直近・非住)	許可B-1 (沿道・住)	許可B-1 (沿道・非住)	許可A (その他・住)	許可A (その他・非住)
区分	案内図板等公衆利便広告物に限る	案内図板等公衆利便広告物に限る	案内図板等公衆利便広告物に限る	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
高さ	4.5m (脚除く)	4.5m (脚除く)	4.5m (脚除く)	10m	10m	10m	20m
幅	規制なし	規制なし	規制なし	2m (高さ4.5m超の場合)	2m (高さ4.5m超の場合)	規制なし	規制なし
面積(1表示)	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1物件・1方向)	5㎡ ※共同30㎡	5㎡ ※共同30㎡	5㎡ ※共同30㎡	20㎡ 30㎡	20㎡ 30㎡	規制なし	規制なし



## 【改正案】非自家用・野立

	第1種 (歴史・伝統)	第2種 (風致・低層住宅)	第3種 (保全型沿道)	第4種 (活用型沿道)	第5種 (集落・田園・自然)	第6種 (一般市街地)	第7種 (拠点市街地)
区分	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
高さ	3m (地面・路面から)	3m (地面・路面から)	4.5m (地面・路面から)	4.5m (地面・路面から)	4.5m (地面・路面から)	4.5m (地面・路面から)	4.5m (地面・路面から)
幅	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1表示)	1.5㎡ 3㎡	1.5㎡ 3㎡	2.5㎡ 5㎡	2.5㎡ 5㎡	5㎡	7.5㎡	10㎡
面積(1物件・1方向)	3㎡ ※複数者	3㎡ ※複数者	20㎡ ※複数者	20㎡ ※複数者	10㎡ ※複数者	15㎡ ※複数者	20㎡ ※複数者



# ①地域区分・基準（許可基準：新旧比較（主要項目抜粋））

## 【現行】自家用・屋上

※許可地域B-1＝指定道路・鉄道沿線地域  
 ※許可地域B-2、B-3は記載省略

	禁止 (風致・低層住宅)	許可C (沿道直近・住)	許可C (沿道直近・非住)	許可B-1 (沿道・住)	許可B-1 (沿道・非住)	許可A (その他・住)	許可A (その他・非住)
高さ (設置箇所高からの 相対値)	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3
高さ (設置箇所高からの 絶対値)	3m	10m	20m	10m	20m	10m	20m
面積(1表示)	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1物件・1方向)	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし



## 【改正案】自家用・屋上

	第1種 (歴史・伝統)	第2種 (風致・低層住宅)	第3種 (保全型沿道)	第4種 (活用型沿道)	第5種 (集落・田園・自然)	第6種 (一般市街地)	第7種 (拠点市街地)
高さ (設置箇所高からの 相対値)	1/4	1/4	1/4	1/3	1/4	1/3	1/3
高さ (設置箇所高からの 絶対値)	1.5m	1.5m	2m	3m	2m	3m	5m
面積(1表示)	5㎡	5㎡	10㎡	20㎡	10㎡	20㎡	30㎡
面積(1物件・1方向)	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし

# ①地域区分・基準（許可基準：新旧比較（主要項目抜粋））

## 【現行】非自家用・屋上

※許可地域B-1＝指定道路・鉄道沿線地域  
 ※許可地域B-2,B-3は記載省略

	禁止 (風致・低層住宅)	許可C (沿道直近・住)	許可C (沿道直近・非住)	許可B-1 (沿道・住)	許可B-1 (沿道・非住)	許可A (その他・住)	許可A (その他・非住)
区分	案内図板等公衆利便看板に限る	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
高さ (設置箇所高からの 相対値)	規制なし	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
高さ (設置箇所高からの 絶対値)	4.5m	5m	10m	5m	10m	5m	10m
面積(1表示)	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1物件・1方向)	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし



## 【改正案】非自家用・屋上

	第1種 (歴史・伝統)	第2種 (風致・低層住宅)	第3種 (保全型沿道)	第4種 (活用型沿道)	第5種 (集落・田園・自然)	第6種 (一般市街地)	第7種 (拠点市街地)
区分	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
高さ (設置箇所高からの 相対値)	1/4	1/4	1/4	1/3	1/4	1/3	1/3
高さ (設置箇所高からの 絶対値)	1.5m	1.5m	2m	3m	2m	3m	5m
面積(1表示)	3㎡	3㎡	5㎡	7.5㎡	5㎡	7.5㎡	10㎡
面積(1物件・1方向)	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし



# ①地域区分・基準（許可基準：新旧比較（主要項目抜粋））

## 【現行】自家用・壁面

※許可地域B-1＝指定道路・鉄道沿線地域  
 ※許可地域B-2,B-3は記載省略

	禁止 (風致・低層住宅)	許可C (沿道直近・住)	許可C (沿道直近・非住)	許可B-1 (沿道・住)	許可B-1 (沿道・非住)	許可A (その他・住)	許可A (その他・非住)
面積(1表示)	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1物件・1方向)	1/3	1/3	1/2	1/3	1/2	1/3	1/2



## 【改正案】自家用・壁面

	第1種 (歴史・伝統)	第2種 (風致・低層住宅)	第3種 (保全型沿道)	第4種 (活用型沿道)	第5種 (集落・田園・自然)	第6種 (一般市街地)	第7種 (拠点市街地)
面積(1表示)	7.5㎡	7.5㎡	15㎡	30㎡	15㎡	30㎡	50㎡
面積(1物件・1方向)	1/4 ※非自家用との合算	1/4 ※非自家用との合算	1/4 ※非自家用との合算	1/3 ※非自家用との合算	1/4 ※非自家用との合算	1/3 ※非自家用との合算	1/3 ※非自家用との合算

# ①地域区分・基準（許可基準：新旧比較（主要項目抜粋））

## 【現行】非自家用・壁面

※許可地域B-1＝指定道路・鉄道沿線地域  
 ※許可地域B-2,B-3は記載省略

	禁止 (風致・低層住宅)	許可C (沿道直近・住)	許可C (沿道直近・非住)	許可B-1 (沿道・住)	許可B-1 (沿道・非住)	許可A (その他・住)	許可A (その他・非住)
区分	案内図板等公衆利便看板に限る	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1表示)	5㎡	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1物件・1方向)	規制なし	1/3	1/2	1/3	1/2	1/3	1/2



## 【改正案】非自家用・壁面

	第1種 (歴史・伝統)	第2種 (風致・低層住宅)	第3種 (保全型沿道)	第4種 (活用型沿道)	第5種 (集落・田園・自然)	第6種 (一般市街地)	第7種 (拠点市街地)
区分	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
面積(1表示)	5㎡	5㎡	7.5㎡	15㎡	7.5㎡	15㎡	25㎡
面積(1物件・1方向)	1/4 ※自家用との合算	1/4 ※自家用との合算	1/4 ※自家用との合算	1/3 ※自家用との合算	1/4 ※自家用との合算	1/3 ※自家用との合算	1/3 ※自家用との合算

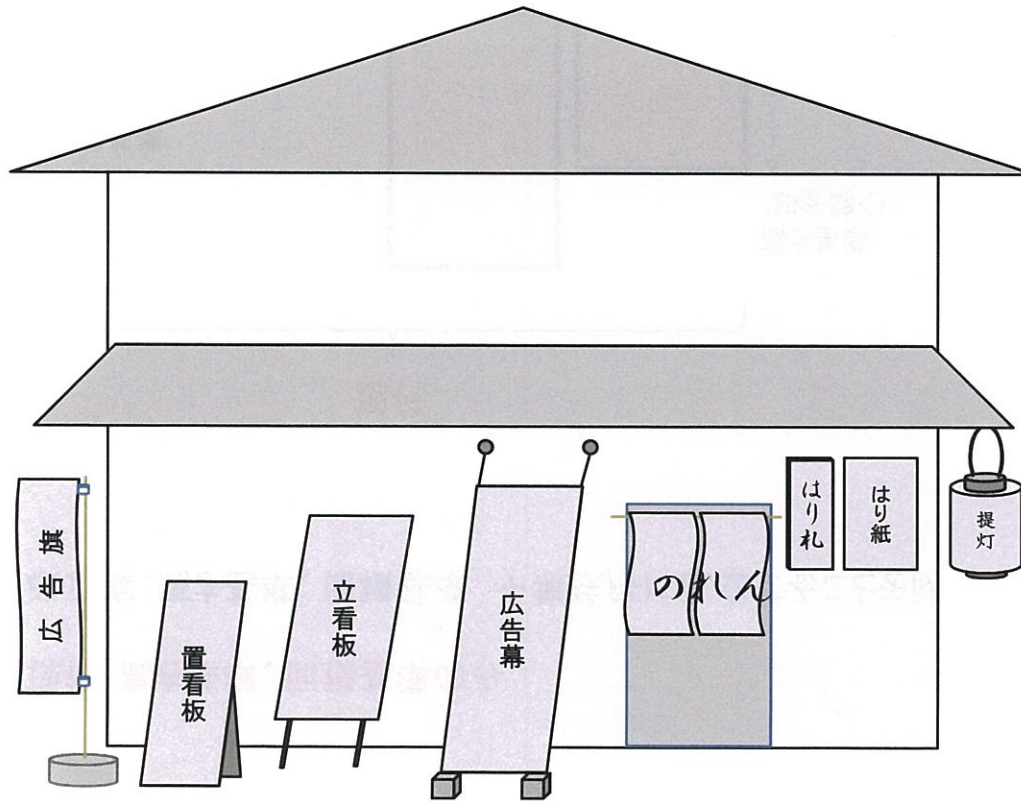


# ①地域区分・基準（個別基準の設定）

現行規制では、個別の基準が設定されていない広告物の類型もあるため、これらに個別の基準を新設する

現行：基準なし（全て許可または類似基準適用）

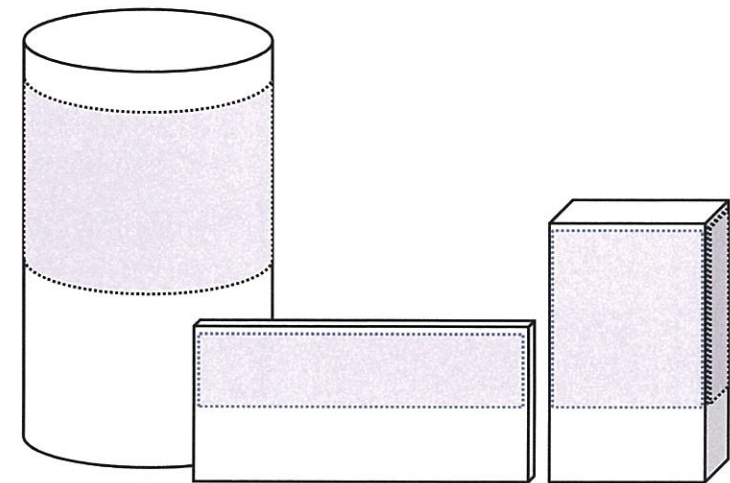
改正案：基準あり



簡易広告物（はり紙、広告旗、立看板等）

	区分	基準
簡易広告物	はり紙、はり札の類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端高: 4m以下</li> <li>・面積: 1㎡以下</li> <li>・数量: 半径10m以内に50個以下</li> <li>・近傍に同様のものを多数表示しないこと</li> </ul>
	広告幕、のれんの類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端高: 4m以下</li> <li>・面積: 5㎡以下</li> <li>・数量: 半径10m以内に5個以下</li> </ul>
	広告旗、のぼり旗の類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端高: 4m以下</li> <li>・面積: 3㎡以下</li> <li>・数量: 半径10m以内に5個以下</li> </ul>
	立看板、置看板の類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端高: 3m以下</li> <li>・面積: 3㎡以下</li> <li>・数量: 半径10m以内に5個以下</li> </ul>
	提灯の類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積: 2㎡以下</li> <li>・数量: 半径10m以内に5個以下</li> </ul>

	区分	基準
その他物件 利用広告物	自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端高: 4.5～10m以下</li> <li>・面積(絶対値): 5～30㎡以下</li> <li>・面積(相対値): 合算1/3以下(例外あり)</li> </ul>
	非自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端高: 3～4.5m以下</li> <li>・面積(絶対値): 3～10㎡以下</li> <li>・面積(相対値): 合算1/3以下(例外あり)</li> </ul>



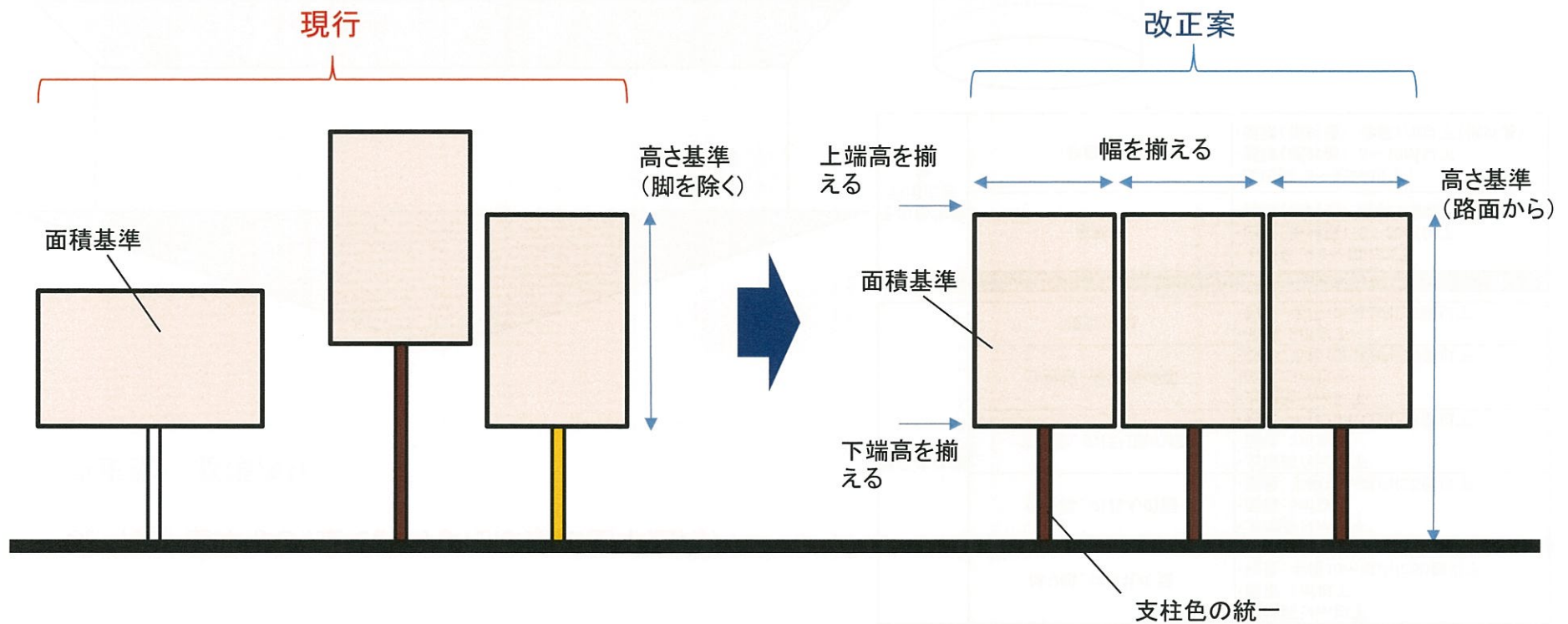
その他の物件（タンク、塀、自動販売機等）利用広告物

# ①地域区分・基準（乱立防止基準の導入）

現行規制では、無秩序に乱立した状態で設置されてしまうため、乱立を防止する基準を導入する

現行：高さ基準、面積基準のみ

改正案：高さ基準、面積基準 + 無秩序に乱立することを防止する基準

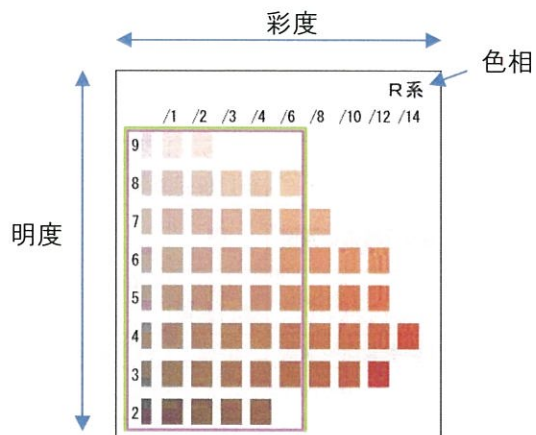




# ①地域区分・基準（規模以外の基準の充実）

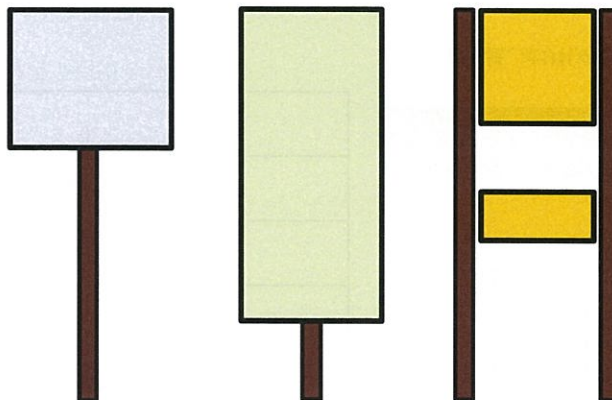
質的な規制・誘導が不十分なため、規模の基準以外の、色彩や照明等に係る基準の充実を図る。

## ●色彩規制の見直し



色彩に関する規制を充実させる

## ●支柱色の基準の導入



一部地域を除いて支柱色を指定し、統一を図る

## ●電光掲示板の基準の見直し など



電光掲示板等については、通常の広告物よりも面積基準を厳しくする

## ●照明の光色基準の導入



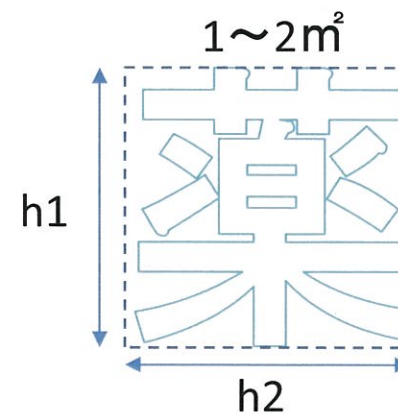
歴史的な景観を形成すべき地域（第1種地域）において、暖色系電球色を指定する

## ●運動・明滅照明の基準の見直し



一部地域で、運動照明の設置を禁止する

## ●文字サイズ規制の導入



文字サイズに上限を設ける

# ①地域区分・基準（適用除外広告物の基準の強化）

規制（禁止、許可申請等）の適用除外となる広告物が景観に悪影響を及ぼしている場合もあることから、適用除外となる広告物の基準の強化・充実を図る。

（改正案）

区分	基準項目	適用除外の基準
禁止物件効用 広告物	面積(1表示)	・5㎡以下(道路面にあっては10㎡以下)
	他	・物件の管理者と協議がなされていること
寄贈者名等広 告物	面積(1表示)	・5㎡以下
	面積(1物件・1方向につき)	・見付面積×1/5以下
	表示内容	・寄贈者・設置管理協力者の氏名、名称、店名、商標、寄贈者・設置管理協力者である旨に限る
	他	・物件の管理者と協議がなされていること
小規模自家用 広告物	面積	・1敷地につき総表示面積5㎡以下(第1～2種地域) ・1敷地につき総表示面積10㎡以下(第3～7種地域)
	他	・工作物確認申請の対象でないこと(野立広告物・屋上広告物に限る)
管理用広告物	面積(1表示)	・5㎡以下
催事広告物	期間	・催事の期間中および前後7日間
建設工事広 告物	面積(1表示)	・15㎡以下
	他	・周囲の景観と調和し、宣伝の用に供されるものでないもの
公共的掲示板 広告物	面積(1表示)	・5㎡以下

区分	基準項目	適用除外の基準	
短期間広 告物	明示事項	・表示期間(始期・終期)、責任者の名称・連絡先を明示すること	
	非営利関係	他	
簡易広 告物	その他	期間	・自己の住所または事業所等が所在する敷地以外で表示する場合は、60日以内であること
		数	・自己の住所または事業所等が所在する敷地以外で表示する場合は、50個以内であること
	その他	明示事項	・自己の住所または事業所等が所在する敷地以外で表示する場合は、表示期間(始期・終期)、責任者の名称・連絡先を明示すること
		他	・適用除外基準として定める簡易広告物の基準(※)に適合するもの ・掲出物件は、簡易広告物の基準のうち立看板の基準に適合するもの

（※簡易広告物の基準）

区分	基準
はり紙、はり札の類	・上端高:4m以下 ・面積:1㎡以下 ・数量:半径10m以内に50個以下 ・近傍に同様のものを多数表示しないこと
広告幕、のれんの類	・上端高:4m以下 ・面積:5㎡以下 ・数量:半径10m以内に5個以下
広告旗、のぼり旗の類	・上端高:4m以下 ・面積:3㎡以下 ・数量:半径10m以内に5個以下
立看板、置看板の類	・上端高:3m以下 ・面積:3㎡以下 ・数量:半径10m以内に5個以下
提灯の類	・面積:2㎡以下 ・数量:半径10m以内に5個以下



## ② 広告物等の安全対策の強化

日常的な維持管理と定期的な点検を区分した上で、適切に管理・点検が行われるよう、資格要件等の見直しを行う。

項目	現行規制の課題	改正対応	備考
日常的な管理	・一定規模以上の広告物の管理者には専門的な資格を求めているため、広告主が管理者になることができない。	・管理者の要件として、専門的な資格ではなく、県内在住者または県内に事業所を有する者とする。	・広告物を日常的に管理できる者（主に広告主）が管理者になることが望ましい。
定期点検	・条例上、点検義務が明記されていない。（規則に基づく安全点検調書の添付義務により間接的に規定） ・建築士等について点検資格に入っていない。	・表示者・管理者に対して、定期的な点検義務等を明記する。 ・点検時期を設定する。 ・建築物の定期報告との一括検査を可能とするため、1級・2級建築士と特定建築物調査員を追加する。	

### ●定期点検(安全点検調書作成)の資格要件

安全点検調書作成者の 資格要件	工作物確認申請対象 (通行者が多い地域)	工作物確認申請対象 (その他の地域)	工作物確認対象外
屋外広告士	○	○	○
点検技能講習修了者	○	○	○
職業訓練指導員(広告美術)	×	○	○
技能検定合格者(広告美術)	×	○	○
職業訓練修了者(広告美術)	×	○	○
屋外広告物講習会修了者	×	○	○
一級・二級建築士 ★追加	×	○	○
特定建築物調査員 ★追加	×	○	○
(非有資格者(管理者))	×	×	○
(非有資格者)	×	×	○ ★改正

※一級・二級建築士、特定建築物調査員は、建築基準法に基づく定期報告が可能な資格

※点検者資格要件として認めている都道府県数 建築士=30、特定建築物調査員=6  
(47都道府県のうち点検の資格要件を定めているのは40都道府県)



### ③その他（適用除外規定（規制対象範囲）の再整理）

- 規制が一律に適用されてしまうことにより、県民の社会生活上および行政の事務効率上、支障が生じている部分があることから、適用除外規定について見直しを行う。

※赤字＝基準導入  
 ※橙字＝禁止物件解禁  
 ※青字＝追加

#### 現行

	許可申請等の手続が必要な広告物		許可申請等の手続が不要な広告物(適用除外広告物)	
	許可基準への適合必要	許可基準への適合不要	適用除外基準への適合必要	適用除外基準への適合不要
禁止物件には表示できない広告物	その他の全ての広告物		【C】 小規模自家用／管理用／政党	【D】 移動／慣例／催事／建設工事／公共的掲示板／短期間
禁止物件にも表示できる広告物	-		【E】 ・公共団体(通知制) ・公共目的(届出制)	【A】 法令規定／選挙関係／非常緊急



#### 改正案

	許可申請等の手続が必要な広告物		許可申請等の手続が不要な広告物(適用除外広告物)	
	許可基準への適合必要	許可基準への適合不要	適用除外基準への適合必要	適用除外基準への適合不要
禁止物件には表示できない広告物	その他の全ての広告物		【C】 小規模自家用／簡易／催事／建設工事／公共的掲示板／短期間	【D】 移動
禁止物件にも表示できる広告物	-		【E】 ・公共団体(通知制) ・認定公共的(認定制) ・認定優良(認定制)	【A】 法令規定／選挙関係／非常緊急／慣例

※屋外広告業の規制に係る適用除外規定(大津市を除く県全域に適用)

項目	現行規制の課題	改正対応
屋外広告業の登録義務	規制の趣旨を鑑みると、必ずしも屋外広告業の登録が必要ではないような業態もあるが、その業態についても登録が必要となっている	下記の者について、業登録義務規定を適用除外とする規定を設ける。 ・他の法令の規定により規格・基準が定められている広告物等のみの表示・設置を業として行う者



### ③ その他（適用除外規定（規制対象範囲）の再整理）

	分類	定義	備考
【A】	法令規定広告物	法令の規定により表示する広告物またはその掲出物件	基準なし
	選挙関係広告物	公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等またはその掲出物件	基準なし
	非常緊急広告物	非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物またはその掲出物件	基準なし
	慣例広告物	冠婚葬祭、祭礼等、慣例上表示する広告物	基準なし
【B】	禁止物件効用広告物	禁止物件または道路の路面に表示する広告物で、禁止物件または道路の効用を高めるため必要と認められるものうち、 <u>規則で定める基準に適合するもの</u>	基準あり
	管理用広告物	禁止物件、道路の路面または道路上の電柱等、その所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物またはその掲出物件または自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示する広告物またはその掲出物件で、 <u>規則で定める基準に適合するもの</u>	基準あり
	寄贈者名等広告物	寄贈、協賛等により設置または管理される公益上必要な施設または物件に、当該寄贈、協賛等をした者の氏名等を表示する広告物で、 <u>規則で定める基準に適合するもの</u>	基準あり
【C】	小規模自家用広告物	自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件で、 <u>規則で定める基準に適合するもの</u>	基準あり
	催事広告物	講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のためにその会場の敷地内に表示する広告物またはその掲出物件で、 <u>規則で定める基準に適合するもの</u>	基準あり
	建設工事広告物	建設工事のために表示する広告物もしくはその掲出物件で当該建設工事の期間中に表示し、もしくは設置するものまたは工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、 <u>規則で定める基準に適合するもの</u>	基準あり
	公共的掲示板広告物	地方公共団体または地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の公共的団体が設置する公共的な掲示板に表示する広告物で、 <u>規則で定める基準に適合するもの</u>	基準あり
	短期間広告物	表示の期間が14日以内の広告物またはその掲出物件で、 <u>規則で定める基準に適合するもの</u>	基準あり
	簡易広告物	簡易広告物またはその掲出物件で、 <u>規則で定める基準に適合するもの</u>	基準あり
【D】	移動広告物	人、動物または車両、船舶等移動するものに表示する広告物	基準なし
【E】	公共団体広告物	国または地方公共団体が表示する広告物またはその掲出物件	通知制
	認定公共的広告物	公共的目的をもつて広告物を表示し、または掲出物件として知事が認定した広告物	認定制
	認定優良広告物	優良な意匠を有する広告物またはその掲出物件であつて、特に良好な景観の形成に寄与し、かつ、公衆に対して危害を及ぼすおそれがないと認められるものとして知事が認定した広告物(景観審議会への意見聴取必要)	認定制

### ③ その他（経過措置規定の見直し）

- 現行の経過措置期間は広告物の種類にかかわらず一律3年となっているが、簡易広告物としては長すぎ、普通広告物としては短すぎるため、広告物の種類に応じた経過措置期間を設定する。

#### （条例・規則等の改正によらず地域区分が変更となる場合の経過措置）

広告物の種類	経過措置
簡易広告物	・改正施行の日から1年間
自家用広告物 （簡易広告物以外のもの）	・改正施行の日から10年間 ※改造・意匠変更時に是正できる部分にあつてはその時点まで
非自家用広告物 （簡易広告物以外のもの）	・改正施行の日から3年間 ※改造・意匠変更時に是正できる部分にあつてはその時点まで

#### （今回の見直しにおける条例・規則改正に係る経過措置）

広告物の種類	経過措置
簡易広告物	・改正施行の日から1年間
自家用広告物 （簡易広告物以外のもの）	・改正施行の日から10年間 ※改造・意匠変更時に是正できる部分にあつてはその時点まで
非自家広告物 （簡易広告物以外のもの）	・改正施行の日から3年間 ※改造・意匠変更時に是正できる部分にあつてはその時点まで



### ③ その他（禁止物件規定の再整理）

▶ 許可制による規制で十分なものや禁止の範囲を明確化する必要があるものについて、再整理を行う。

項目	現行規制の課題	改正対応	備考
公衆便所	許可制での対応で規制の目的が達せられることから、規定の見直しが必要	削除	
タンク類	許可制での対応で規制の目的が達せられることから、規定の見直しが必要	削除	
電柱・街灯柱	沿道景観の保全が目的であり、私有地内の電柱の規制は許可制で足りることから、規定の見直しが必要	道路上（道交法）および道路区域内（道路法）のものに限定	
道路面	禁止の範囲の明確化が必要	道路交通法上の道路であることを明確化	

禁止物件（現行）
橋りょう、隧道、高架構造物および分離帯
街路樹および路傍樹
彫像および記念碑
景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物および同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
公用または公共用の石垣、擁壁の類
郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所 <b>および公衆便所</b>
信号機、道路標識および交通安全施設、駒止めの類ならびに里程標の類
消火栓、防火水槽およびその防護さく、火災報知機ならびに火の見やぐら
送電用鉄塔、送受信塔および照明塔
<b>ガスタンク、水道タンクその他のタンク類</b>
道路の路面
電柱、街灯柱その他電柱の類（※簡易広告物のみ禁止）



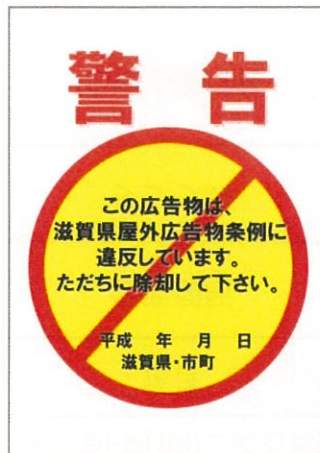
禁止物件（改正案）
橋りょう、隧道、高架構造物および分離帯
街路樹および路傍樹
彫像および記念碑
景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物および同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
公用または公共用の石垣、擁壁の類
郵便差出箱、信書便差出箱および公衆電話所
信号機、道路標識および交通安全施設、駒止めの類ならびに里程標の類
消火栓、防火水槽およびその防護さく、火災報知機ならびに火の見やぐら
送電用鉄塔、送受信塔および照明塔
<b>（削除）</b>
<b>道路交通法に基づく道路の路面</b>
<b>道路交通法に基づく道路上の</b> 電柱、街灯柱その他電柱の類（※簡易広告物のみ禁止）

### ③ その他（違反に対する措置の再整理）

- 違反者に対する行政指導をより効果的に行っていくために、違反に対する措置に係る規定を見直す。
- 命令とは別に違反広告物等である旨の表示を可能とする制度を設ける。
- 違反の態様に応じた柔軟な対応を可能とするため、除却命令を措置命令に統合

#### （違反措置）

項目	現行規制の課題	改正対応	備考
除却命令・措置命令	禁止物件や許可手続違反に係る命令は除却命令しか出せず、措置命令が出せない。	除却命令を措置命令に統合し、どの違反に対しても措置命令を出せるようにして、違反の態様に応じた柔軟な対応を可能とする。	
違反広告物等である旨の表示（違反シール貼付）	違反広告物等である旨の表示（違反シール貼付）について、条例上の規定がない。	勧告後（措置命令前）や表示者を確認できないときに違反表示を行うことができることを明記する。	県内市町は命令後に違反広告物等である旨を表示できることを規定している。



#### ◀違反表示例

※違反是正アクションプラン時使用例（H20～H24）



### ③その他（優良な広告物等に対する認定制度の導入）

- 県民が、景観上優良な広告物や公共目的の広告物を掲出することについて、インセンティブが働かないため、個別の認定制度を設けるとともに、認定を受けた広告物に対する優遇措置を講じる。

#### （認定広告物）

項目	現行規制の課題	改正対応	備考
認定公共的広告物 （知事(町長)認定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の制度(※)は主体が知事の指定を受けた者に限られているが、主体に限らず広告物の目的により適用除外とすることが望ましい</li> <li>・現行の制度(※)は一回届出をすればその後の手続がなく安全上の懸念がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的目的をもった広告物について、知事が認定する制度を創設する。</li> <li>・禁止物件・許可申請・許可基準等の適用除外とする</li> <li>・認定を受けた者は、定期的に、知事に認定公共的広告物の管理の状況を報告しなければならないこととする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の制度(※)がこの制度に移行する。</li> <li>・6町の手数料条例上での減免対象とすることが望ましい。</li> <li>・認定した広告物の概要は、町のHP等で公表するとともに景観審議会に報告する。</li> </ul>
認定優良広告物制度 （景観審議会審議事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な広告物を出す者に対する優遇措置が特になく、良い広告を出そうというインセンティブが働かない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観審議会の意見を聞いて知事が優良広告物を認定する制度を創設する</li> <li>・禁止物件・許可申請・許可基準の適用除外とする</li> <li>・認定を受けた者は、定期的に、知事に認定公共的広告物の管理の状況を報告しなければならないこととする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内では、東近江市、彦根市、甲賀市等に制度あり。</li> <li>・6町の手数料条例上での減免対象にすることが望ましい。</li> <li>・指定した広告物の概要は、町のHP等で公表する。</li> </ul>

※現行の制度

→指定公共的団体が公共的目的をもって広告物を表示する場合に、事前に届け出ること許可手続などが適用除外となる制度